

総合水泳・水遊場整備運営事業者選定支援業務委託 質 問 回 答 書

No.	業務名又は項目	質 疑 事 項	回 答
1	一般競争入札説明書	「8 落札者の決定方法 (3)」に「落札の候補者に、競争入札参加資格確認申請書(様式22)及び指名停止基準該当申告書(様式24)並びに競争入札参加資格の確認に必要な資料(以下「申請書等」という。)の提出を求め」とありますが、これらの書類は業者登録時に提出する書類であると理解しています。既に業者登録をしている事業者も、改めてこれらの書類の提出が必要となるのでしょうか?	一般競争入札説明書p6「9 申請書等の提出」に示すとおり、既に箕面市に業者登録をしている有資格者が落札の候補者となった場合は、「(3) 競争入札参加資格の確認に必要な資料」の提出は省略可能ですが、「(1) 競争入札参加資格確認申請書(様式22)」「(2) 指名停止基準該当申告書(様式24)」の提出は必要となります。
2	仕様書	「5. 業務委託の内容」の冒頭に「弁護士による法務に関する助言・・・を含むものとする。」とありますが、これは「「弁護士による法務に関する助言・・・を得て業務を遂行するものとする。」という解釈でよろしいのでしょうか?	ご理解のとおりです。

※口頭での個別対応による質疑、回答等はいたしません。